

三重県農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和3年3月

三 重 県

ま え が き

本県は、日本列島の中央部に位置し、中部圏と近畿圏の両圏域に包含されていることから地理的優位性を持っており、豊富な土地資源と広い自然公園区域を有し、豊かで多様な自然景観にも恵まれている。

近年は三重県への交通アクセスの新たな大動脈となる新名神高速道路、東海環状自動車道の整備が進むとともに、中部国際空港、四日市港等により、県内外へのアクセスも良好である。

平成28年5月には、本県に新たな歴史を刻むこととなった伊勢志摩サミットが開催され、素晴らしい自然環境、豊かな食、歴史・伝統文化、先端産業などの多くの魅力が国内外に発信されたところである。

このような状況のなかで、本県の農業は、全域的に米を中心に経営が行われるとともに、北・中勢における花き・花木、北勢から中南勢の山麓沿いを中心とした茶、南勢・東紀州を中心とした柑橘、松阪・伊賀を中心とした肉牛など地域の特性が生かされている。

しかし、グローバル化の進展や消費者ニーズの多様化など社会情勢が大きく変化する中、本県の農業を取り巻く環境は、人口減少・高齢化による国内食市場の縮小や担い手の不足などにより、厳しい状況が続いている。

この状況に対し、「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」では、産地の生産体制・生産基盤の整備や多様な担い手の確保・育成、国内外への販路開拓支援、農山漁村の振興などに取り組み、若者が魅力を感じる「持続可能なもうかる農業」の実現につなげていくとしている。

一方、本県の産業については、総生産ベースで見ると、製造業が最も高く、製造業のなかでは、電子部品・デバイス、輸送用機械、石油・化学などの業種を中心として順調に発展し、本県の経済成長の牽引的な役割を果たしてきた。

地域別では、北勢地域と伊賀地域は製造業が5割弱と最も高い割合を占めており、中南勢地域・伊勢志摩地域・東紀州地域はサービス業の割合が他地域よりも高い産業構造となっている。

産業振興について、「みえ県民力ビジョン第三次行動計画」では中小企業・小規模企業が自ら気づいて行う経営課題の克服やICTの活用、強みを生かした新商品・新サービスの開発等の取組、事業承継の段階に応じた支援、防災・減災対策による事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定支援に取り組むこととしている。

このような農業と産業の新たな展開のなかで、農村地域への産業導入は、その地域の特色を高め、地域の活性化に寄与し、農業と産業の均衡ある発展を促すものである。しかしながら、今日、農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中であって、農村を振興するため、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、新たな就業機会が確保されなければ農村から流出することが懸念されるような者、就業機会が確保されれば都市から農村に流入することが期待される者等に対し、農業以外の選択肢を用意することにより、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。

このため、本県における農村地域への産業の導入を、基本的に以下の考え方により実施する。

第1に、雇用効果の大きい内陸型業種を中心とした成長性と安定性のある産業の導入を図る。特に、安定した就業機会の不足している地域を重点整備するものとする。

第2に、定住条件の整備を進め、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

第3に、地域の労働力需要等雇用動向を踏まえた計画的な産業の導入を促進させる。特に、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、新規学卒者の地元就職促進などを考慮する。

第4に、導入企業に就業した農業従事者を含めた地域ぐるみの対応の中での農業諸施策推進に努める。これについては、農業を支援する機能を有する産業と地域農業の相互補完などが考えられる。

第5に、若年者の地元就職やU I J ターン希望者の雇用機会の確保に努める。

以上のことから、「三重県農村地域への産業の導入に関する基本計画」は、国が策定した「農村地域への産業の導入に関する基本方針」に即応させつつ、みえ県民力ビジョン、三重県国土利用計画、三重県農業振興地域整備基本方針、地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）に基づく三重県基本計画をはじめとする諸計画との調和を保ち、農村地域へ産業を計画的に導入することにより、農業と産業等の均衡ある発展を図ることとし、この計画の目標年次を令和3年度とする。

1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

(1) 基本的な考え方

本県の経済と雇用の状況については、平成29（2017）年度の県内総生産（実質）が平成18（2006）年度以降で最高額を記録するとともに、有効求人倍率が高水準で推移している。一方で、深刻な労働力不足が続いているなど、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。さらに、昨年発生した新型コロナウイルスへの感染対策として講じられた、県民の移動自粛等により、内外需の減少やサプライチェーンの寸断が生じ、経営環境は逼迫した状況となっている。このことを踏まえ、企業への資金繰り支援や雇用対策を重点的に行い、新型コロナウイルス感染症による倒産・廃業・失業を防止し、三重県経済の回復と雇用の維持を行うとともに、中小企業・小規模企業に対しては、より一層きめ細かな支援を行っていくことが重要である。

県の農業については、農業就業人口に占める65歳以上の割合は75%（平成27（2015）年）と高いことから、本県農業が将来にわたって持続できるよう、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、TPP11や日欧EPA等によるグローバル化に対応しながら、AI等のICTの活用によるスマート化を進めるとともに、雇用力のある農業法人や次世代農業の主軸となる農業ビジネス人材、新規就農者などの確保・育成に取り組む必要がある。また、家畜伝染病など地域や産地に大きな影響を及ぼすリスクに適切に対応していくことが必要である。

以上を踏まえて、農村地域への産業の導入にあたっては、農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に則し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

(2) 導入すべき産業の業種

① 導入業種

導入産業の業種については、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要である。

この場合において、雇用の実現見通し等の地域の実情を踏まえるとともに、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、環境保全に配慮する。

※は導入済業種

大分類	中分類	中分類コード
E 製造業	食料品製造業※	9
	飲料・たばこ・飼料製造業※	10
	木材・木製品製造業（家具を除く）※	12
	パルプ・紙・紙加工品製造業※	14
	化学工業※	16
	プラスチック製品製造業（別掲を除く）※	18

	ゴム製品製造業	19 (小分類コード 193、199の業種 のみ)
	窯業・土石製品製造業※	21
	鉄鋼業※	22
	非鉄金属製造業※	23
	金属製品製造業※	24
	はん用機械器具製造業※	25
	生産用機械器具製造業※	26
	業務用機械器具製造業※	27
	電子部品・デバイス・電子回路製造業※	28
	電気機械器具製造業※	29
	情報通信機械器具製造業※	30
	輸送用機械器具製造業※	31
	その他の製造業※	32
H 運輸業、郵便業	道路貨物運送業※	44
	倉庫業※	47
	運輸に附帯するサービス業※	48
I 卸売業、小売業	繊維・衣服等卸売業※	51
	飲食料品卸売業※	52
	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業※	53
	その他の卸売業※	55

<プラスチック製品製造業の別掲>

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	1 3	がん具、運動用具	3 2 5
プラスチック製版	1 5 2 1	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の 事務用品	3 2 6
写真フィルム（乾板を含む）	1 6 9 5	漆器	3 2 7 1
手袋	2 0 5 1	畳	3 2 8 2
耐火物	2 1 5	うちわ・扇子・ちょうちん	3 2 8 3
と石	2 1 7 9	ほうき、ブラシ	3 2 8 4
模造真珠	2 1 9 9	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3 2 8 5
歯車	2 5 3 1	洋傘・和傘・同部分品	3 2 8 9
目盛りのついた三角定規	2 7 3 9	魔法瓶	3 2 8 9
注射筒	2 7 4 1	看板、標識機	3 2 9 2

義歯	2 7 4 4	パレット	3 2 9 3
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	3 2 2	モデル、模型	3 2 9 4
かつら	3 2 2 9	工業用模型	3 2 9 5
時計側	3 2 3 1	レコード	3 2 9 6
楽器	3 2 4	眼鏡	3 2 9 7

② 選定理由

業種選定にあたっての考え方及び導入業種の選定理由は以下のとおりである。

ア 業種選定にあたっての考え方

・ 安定した就業機会が確保されること

産業導入地区において常用雇用者が常駐すること等、地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質の確保される業種を選定することとする。ただし、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業や、就業機会が創出されるとしても雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は選定しない。

・ 雇用構造の高度化に資すること

産業の導入により、より生産性の高い産業部門への労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われ、農村地域に住む農業従事者や地域住民の希望、能力に従った就業により所得の向上が期待されるよう配慮する。

・ 導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとする

業種の選定にあたっては、市町へのヒアリング等により、4に示す調整方針を踏まえ、市町と事業者の間で産業導入地区の候補、規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等の双方のニーズが把握され、事業の実現に向けた見通しについてある程度、具体的に話が進んでいることを確認する。

・ 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和が図られていること

産業の導入により、周辺地域における他産業の事業環境や住民の生活環境に影響が生じないよう、当該業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認する。やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する場合は、周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすことにならないよう、特に留意する。

・ 地域内発型産業等の導入を推奨すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。

また、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果を最大化することを目的としている地域未来投資促進法に基づく三重県基本計画に該当する産業の導入も推奨する。

イ 業種の選定理由

〔農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に引き続き、基本計画に位置付ける業種〕

- ・ 製造業（中分類コード：9、10、12、14、16、18、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32）
- ・ 運輸業、郵便業（中分類コード：44、47、48）
- ・ 卸売業、小売業（中分類コード：51、52、53、55）

農村地域工業等導入促進法に該当し、既に立地済みの業種であり、これまでも農業従事者の就業や所得向上により安定した雇用確保に寄与しているため。

〔新たに基本計画に位置付ける業種〕

- ・ 製造業（中分類コード：19、小分類コード：193、199）

市町と事業者の間で、産業導入地区の候補、規模及び立地スケジュールの調整が進んでいるなどの立地ニーズが高く、また、農村地域工業等導入促進法に該当し、地域未来促進法に基づく三重県基本計画における、輸送用機械の関連企業の集積を活用した成長ものづくり関連産業やみえメディカルバレー構想のネットワーク等を活用したヘルスケア関連産業であることから、地域経済の発展による安定した雇用の確保が期待されるため。

（3）産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

① 産業導入地区の区域

本計画において産業導入地区の対象とする区域は、法の規定により定められる農村地域全て（22市町）とし、これら地域において地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化を図る。

産業導入地区の区域については、市町が実施計画において地番単位で定めるものとする。なお、実施計画策定において区域を設定する際の留意事項については以下のとおりとする。

ア 各種土地利用計画との調整方針

区域の設定にあたっては、三重県国土利用計画、三重県土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、県及び市町の各計画担当部局とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

イ 過去に造成された工業団地等の活用の考え方

実施計画の策定に当たり、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め、活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先することとする。

また、市町においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

ウ 立地ニーズや事業の見通しの考え方

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

② 区域の見直しの考え方

産業導入地区の区域の見直しにあたっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により市町の担当部局がその変更について関係機関と十分調整の上、必要と判断した場合に行うものとする。

(4) 配慮事項

① 導入企業と既存産業との交流の促進

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流の促進を図る。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、既存企業との共存に資する地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

② 労働力需給等の地域における雇用動向を踏まえた企業の導入

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保にあたっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町等は地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握する。また、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における、自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和元年12月改訂）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、産業の導入により確保された就業機会の質や量等に配慮し、その就業動向に即した農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ加速的に推進するとともに、定住条件の整備を一体的に推進し活力と潤いのある農村社会の建設を進めるため、次の点に配慮する。

- ・ 「持続的なもうかる農業」の実現に向け、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画に基づき、収益性と持続可能性の向上をめざした農業の戦略的な振興や若者が魅力を感じる働きやすい農業の実現に向けた取組を推進する。
- ・ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手に対し、農用地の面的なまとまりのある形での利用集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。
また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。
- ・ 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、担い手への農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意する。
- ・ さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の設定については、本基本計画1（3）「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」により設定するものとするが、やむを得ず、産業導入地区に農用地を含める場合においては、地域の話し合いに基づき、市町がとりまとめた「人・農地プラン」を踏まえ、担い手や新規就農者への農地集積に支障が生じないように十分調整すること。このため、市町が行うべき調整については、以下のとおりとする。

また、以下の調整については、県及び市町の商工業及び農政担当部局の他、国土利用計画、都市計画、環境等の関係部局において十分に調整するものとし、調整した内容を実施計画に反映させるものとする。

（1）農用地区域外での開発を優先すること

市町の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

（2）周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、下記のような土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

- ① 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる。
- ② 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる。

(3) 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記（1）から（3）までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

(1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備に留意しつつ、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

(2) 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分行われておらず安定した就業機会が不足している地域を重点的に実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農村地域に導入される産業に農業従事者が、円滑に就業することを促進するために、雇用情報の収集及び提供、職業紹介の充実、職業能力開発等の推進を行う。

特に、中高年齢層の雇用の促進のため、導入企業への指導及び援助、労働者の福祉の増進等に関する措置を実施する。

(1) 地域労働力の需給調整

実施計画の策定に際しては、その地域における労働市場の実情に即応して農業、既存産業及び導入産業の相互間で、労働力の競合が生じないように十分調整する。

(2) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者への提供に努める。

(3) 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し、導入企業への指導援助に努める。

なお、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の

職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するように相談・援助に努める。

(4) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度の活用と相まって、既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び県内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、次の施策を実施する。

(1) 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町における「人・農地プラン」の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進にあたっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

(2) 農業生産基盤の整備及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、農業と産業との均衡ある発展を図る観点から、ほ場整備と併せて工場用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と産業の導入促進を相まって計画的に実施されるよう努める。

8 その他必要な事項

(1) 環境の保全等

環境関係諸法令等に基づき、地域住民の生活環境及び自然環境の保全等、地域の環境保全に十分留意して、農村地域への産業導入を進めることが必要である。

産業導入地区の設定にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、三重県環境基本条例等の環境保全関係の諸法令・諸条例及び三重県環境基本計画に

基づき、地域環境の特性を的確に把握する。実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入にあたっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、すぐれた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど、農村地域の環境の保全に十分配慮する。

この場合、環境影響評価法（平成9年法律第81号）や三重県環境影響評価条例に該当する大規模な事業については、環境影響評価を実施するとともに、具体的な産業導入に際しては、必要に応じて三重県公害事前審査会条例に基づく公害事前審査制度を活用する。

また、立地企業から排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき事業者責任により適正処理を図るよう指導する。

さらに、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

（2）農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止、新規学卒者等若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

（3）過疎地域等への配慮

過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域、山村振興法の規定により指定された振興山村区域への産業の導入にあたっては、これら地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう配慮する。

（4）農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

（5）関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業の導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町の商工担当部局及び農林業担当部局を中心に、関係部局間において、施策の推進や情報の共有等に努める。

(6) 企業への情報提供等

県及び市町は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図り、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業については、その定着化を図るため必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び地方農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行う。

(7) 遊休地解消に向けた取組

市町は、定期的に遊休地の把握に努め、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地等、活用されていない土地が存する場合には、その活用を優先する。

また、このような土地についての情報を体系化し、ホームページ等で事業者に適切に開示するよう努める。

(8) 撤退時のルールについて

市町は、企業が撤退した場合に、跡地の有効活用が円滑に進むよう、企業から市町へ早期に報告することや、撤退した場合の措置（施設の撤去、費用負担に関する事項、施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化）等のルールを、市町と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。

なお、企業がやむを得ず撤退することとなった場合、市町は跡地の有効活用方策について検討することとし、その結果を踏まえ、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町が自ら定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有することとする。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、実施計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善

等に活用することが望ましい。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有することとする。

また、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。